

環境保全型農業直接支払交付金 広島県 最終評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、多様化する食に対する消費者ニーズへの対応に併せ、消費者が信頼できる安全で安心な農林水産物の生産・流通体制の整備が求められていることから、令和3年3月に「2025 広島県農林水産業アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）」を策定し、「広島県環境にやさしい農業推進方針（以下、「推進方針」という。）」に基づき施策を推進している。

推進方針では、生産性の高い持続可能な農林水産業の確立を基本とし、環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業を推進することにより、安全・安心な農産物を安定的かつ持続的に供給することとしている。

また、国において令和3年にみどりの食料システム戦略が策定され、その実現を目指す法制度として令和4年にみどりの食料システム法が制定された。この法律に基づき、本県では、環境と調和した農林漁業の実現を目指し、県内市町と共同で令和5年3月に「広島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を策定し、環境負荷低減の取組に対する認定制度を実施しているところである。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み	
実施市町村数		13	12	12	13	
実施件数		57	57	64	66	
交付額計（千円）		30,667	33,647	38,328	40,431	
実施面積計（ha）※取組拡大加算を除く		561	585	692	711	
取組別実績	有機農業	実施件数	25	25	28	34
		実施面積（ha）	86	101	100	122
		交付額（千円）	10,452	12,300	12,069	14,751
	堆肥の施用	実施件数	34	33	36	36
		実施面積（ha）	438	433	534	563
		交付額（千円）	19,251	19,051	23,476	24,790
	カバークropp	実施件数	5	5	7	3
		実施面積（ha）	11	34	42	8
		交付額（千円）	672	2,060	2,498	468
	リビングマルチ	実施件数	0	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0	0
草生栽培	実施件数	0	0	0	0	

		実施面積 (ha)	0	0	0	0
		交付額 (千円)	0	0	0	0
	不耕起播種	実施件数	1	1	1	1
		実施面積 (ha)	4	5	5	11
		交付額 (千円)	110	140	162	340
	長期中干し	実施件数	0	0	0	0
		実施面積 (ha)	0	0	0	0
		交付額 (千円)	0	0	0	0
	秋耕	実施件数	3	3	3	2
実施面積 (ha)		23	12	11	6	
交付額 (千円)		182	97	91	51	
取組拡大加算	実施件数	—	—	1	1	
	実施面積 (ha)	—	—	0.8	0.8	
	交付額 (千円)	—	—	31	32	

2 推進活動の実施件数

推進活動	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 申請 時点
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動	/	/	/	/
技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	6	6	5	5
実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	2	1	1
先駆的農業者等による技術指導	4	4	4	4
自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	7	3	5	2
ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	3	2	1	2
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動	/	/	/	/
地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	9	6	9	12
土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	7	8	10	6
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動	/	/	/	/
耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	3	2	2	2
中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	44	41	50	54
農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	6	9	7	4
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合	/	/	/	0
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	1	1	2	0

3 都道府県が設定した要件等 該当なし

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロップ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において地球温暖化防止効果が評価されている。

本県では、これらの取組（有機農業・堆肥の施用・カバークロップ・不耕起播種・秋耕）の面積は令和2年度の561haから令和4年度には692haに増加しており、地球温暖化防止に資する取組面積が増加している。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において生物多様性保全効果が評価されている。

本県では、有機農業の取組面積は令和2年度の86haから令和4年度には100haに増加しており、生物多様性保全に資する取組面積が増加している。

3 その他の効果

【環境保全型農業に関する情報発信と消費者交流の取組事例】

1 取組概要

- ・ラジオ、テレビ、新聞、SNS、チラシ配布などにより、有機農業やあいがも農法の取組、消費者交流会などに関する情報発信を行っている。
- ・消費者交流会は、春（田植え時）及び秋（収穫時）に実施。春には、田植え、あいがもを田に放す作業、さつまいもの定植などを行い、秋には稲刈り、さつまいも掘りなどを体験してもらう。
- ・交流会には、広島市、大阪市などから、300～400人程度集まる。

2 取組の効果

- ・若い消費者を中心に、有機農業やあいがも農法への理解が高まり、農産物に対して一定の需要が喚起されている。
- ・都市と農村の交流により、地域の活性化につながっている。
- ・消費者から、肥料の脱プラスチック化への要望が出るなど、環境保全への関心が高まっている。

Ⅳ 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

県内の取組面積は令和2年度から令和4年度には131ha（約23%）増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が県内で着実に推進されている。第2期における取組面積の増加の主な要因は、有機農業の交付単価引き上げに伴い有機農業の取組面積が増加したこと及び栽培暦に記載があり比較的取り組みやすい堆肥施用の取組面積が増加したことである。

また、取組を実施している市町数は、県内23市町のうち13市町であり、制度の周知が課題である。

2. 今後の方針

- ・アクションプログラムにおける「安全・安心な農林水産物の提供体制の確保」の実現に向けて、推進方針に基づき、引き続き施策を進める。
- ・特に、県内主要品目等の生産に取り組む産地や担い手等を対象に、生産性と収益性の確保を基本としながら、環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業の拡大を図るとともに、消費者が安心して選択できる安全な農産物の信頼性を確保するための施策を推進する。
- ・地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動を推進するため、環境保全型農業直接支払交付金等の活用により、環境にやさしい農業に取り組む担い手等が、みどりの食料システム法に基づくみどり認定や「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証を取得が進むよう支援する。
- ・環境にやさしい栽培方法により生産される農産物について、直売所や道の駅に加え量販店への販路拡大や学校給食への提供等による消費拡大を地産地消や食育の取組と連携して支援する。